

会議記録（１）

会議名称	第２３回北本市住民自治条例制定研究懇話会			
開会及び閉会日時	平成２０年３月８日（土） 午後１時３０分～午後３時４０分			
開催場所	文化センター第１研修室			
議長氏名	会長 内田政之助			
出席委員(者)氏名	有働 秀鷹 細井久美子 加藤 信利 竹村 元宏 田中 正昭 オブザーバー	浅野 昭八 阿久井美代子 北村 浩一 田中 昭仁 立正大学	河井 宏暢 内田政之助 関山 邦孝 堀越 一三 山口道昭教授	古賀 利雄 勝 豊 高荷 正春 加藤 一男
欠席委員(者)氏名	荻野 照夫 小関真美子 大熊 純司	下里 晴朗 野地恵美子 山本 浩之	高橋 伸治 三橋 博 福島 洋輔	秋葉三枝子 宮原 鈴代
説明者の職氏名	秘書政策室 主席主幹 横田順一 主幹 長嶋太一			
事務局職員職氏名	秘書政策室 主席主幹 横田順一 主幹 長嶋太一 主査 佐藤健市			
会議次第	1 開会 2 あいさつ 3 議題 (1) 条文の検討 ・修正点の確認 (2) 前文について 4 その他 5 閉会			
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次第 ・ 再検討すべき事項（事務局提案） ・ 前文の修正について 			

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
事務局	<p>1 開会</p> <p>これより、第２３回北本市住民自治条例制定研究懇話会を開会いたします。開会にあたりまして、会長からご挨拶をお願いします。</p>
事務局	<p>2 あいさつ</p> <p>・内田会長あいさつ</p> <p>会長からもご紹介がございましたが、本日は立正大学の山口道昭教授にお越しいただいています。先生、どうぞよろしくをお願いします。</p> <p>一言ごあいさつを頂戴いただけますでしょうか。</p> <p>・山口教授あいさつ</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、議事の進行につきましては、会長をお願いします。</p>
議長	<p>3 議題</p> <p>(1) 条文の検討</p> <p>それでは議題(1)条文の検討につきまして、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の前文については、条文を検討するための仮置きとして進めてきたものであり、当初から見直すこととしていた。今回、委員全員の意見を伺って仮置きの前文を修正していきたいと考えている。 ・シートを作成したので前文の修正すべき点、追加すべき事項を箇条書きで記し、期限までに提出をお願いしたい。 ・現在職員プロジェクトへ懇話会作成の構成案の検討を依頼しているが、議会開会中でプロジェクト会議を開催できなかったため、今回は、主に懇話会構成案に対する疑問点や、制度として実現が難しい点等について、プロジェクトのメンバーから既に意見を聴取したものと事務局職員の意見とを併せて事務局提案とした。

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
議長	<p>・一通り説明するので、その後、皆様で協議いただき、先生からもアドバイスをいただきながら修正を図っていただければと考えている。</p> <p>検討事項が多いので1ページごとに区切りをつけて進めていきたいと思っております。</p>
事務局	<p>——資料「再検討すべき事項（事務局提案）」の1ページを説明</p>
議長	<p>事務局が提示した検討事項に対し、何か意見はございますか。まず、目的の項目に市長と同列で市職員の責務を規定する必要はないのではないかと内容ですがいかがでしょうか。</p>
田中（昭）	<p>市職員の範囲はどこまで及ぶのでしょうか。</p>
山口教授	<p>ここでは地方公務員法により規定されている一般職を指すことになると思います。職員には一般職と特別職とに区分されず。特別職には教育委員などが含まれます。また、市の仕事を担っている指定管理者も存在しますが、これについては、職員には含みません。</p> <p>個人である市民と、機関である議会と市の執行機関という意味で考えると、「市民と議会及び執行機関等」という表現になるのかもしれない。</p>
田中（正）	<p>ここであえて市長と市職員と表現したのは、市の職員にも自覚を持ってしっかり働いて欲しいという希望を込めたものです。市の条例として整備される時には「職員」という表現は削られるかもしれませんが、懇話会の議論の中で出てきた思いを表現するためにあえて残していくこととしたものです。</p>
勝	<p>一字一句の細かいところまでこの場で議論する必要はないと思います。それは、例規のプロが整理することでそれを私たちがやろうというのは無理があります。</p> <p>これからコミュニティ8圏域へ出て、市民への説明会を行うのであれば、我々市民が考えてきたことや思いを整理して文章として残しておくことが必要なのではないでしょうか。</p>

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
河井	細かいところですが、市民一人ひとりが市政に関わるという意味で、ここの「市民と」の「と」という表現は残しておいて欲しいと思います。
加藤（一）	１項目ずつ細かなところまで議論していたのでは、先に進みませんので事務局に一通り説明してもらってから全体的に議論した方がよいのではないのでしょうか。
議長	それでは残りの部分について一通り事務局から説明をいただいて、その後、全体的な視野で討議したいと思います。 事務局から説明をお願いします。
事務局	——資料「再検討すべき事項（事務局提案）」の続きを説明 ・その他追加を検討すべき項目として、みどりへの市民の意識が高いことや環境基本条例が整備されていることから「みどりを含む環境」について、また、今後、協働推進条例等を整備していく方向性であれば、「自治会・地域コミュニティ及び市民公益活動団体」について定義をしっかりとっておくことを提案
議長	事務局から一通り説明していただきましたが、いかがでしょうか。
古賀	事務局から環境の項目を検討してはどうかという話がありましたが、実は私から提案させていただいたものです。本市では環境基本条例も整備されており、今後の大きな課題として、ごみ処理やみどりの問題がありますから、それらを含めた環境問題として規定しておくべきだと思います。
有働	ごみ減量の取り組みも自治会活動通じて進んでいますから、私も環境の項目は入れた方がいいと思います。
加藤（一）	環境というと具体的にどのようなものを盛り込むべきなのか具体例を教えてください。
事務局	——箕面市、菊池市、鳩山町の条文を例示 「(菊池市) 市民及び市は、本市の豊かな自然環境を生かしたまちづくりを進めるため、相互に協力し、自然景観、農地・森

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
議長	<p>林、水資源等の総合的な環境保全に努めるものとする。」などがあります。</p> <p>みどりと環境保全の項目を入れておくという意見ですが、追加するというところでよろしいでしょうか。</p>
全委員	<p>———承認———</p>
議長	<p>他の項目についてのご意見はいかがでしょう。</p>
勝	<p>議会の責務のところ「対話できる場や機会を設ける」のは議員の責務ではないかという事務局からの指摘ですが、私は、議会の責務のままでいいと思います。</p> <p>議員一人ひとりが市民と対話することは日常的にやっていることで、議会全体としては行ってはいません。議会基本条例を検討する動きもあるようですから、考え方としては、議会の責務として残しておけばよいと思います。</p>
加藤（一）	<p>ここでは、開かれた議会を市民が望むという意味で議会の責務として文章化されたものだと思います。</p>
竹村	<p>現在の間接民主主義に対する直接民主主義を考える中でこの自治基本条例が作られているのだと思います。</p> <p>現在は、市長は市民に審議会という形で諮問ができ、議員は、一人ひとりが市民の意見を聞いて歩くことができます。</p> <p>今後、市民の市政への積極的な参加が進むと、市民の意見が直接行政に届く形になります。その時、議会はどうするのかを考えると、議会が市民の意見を募るという形もあって良いのではないかと思います。その意味からもこの責務は議会の責務でよいと考えます。</p>
山口教授	<p>栗山町、三重県、伊賀市など、議会基本条例を制定したまちもあります。そこでは議会の役割や議員の役割を規定していますので、それらを参考にしてみたいはいかがでしょうか。</p> <p>議会の役割等については、全体で議論されたのですか。</p>
竹村	<p>伊賀市の自治基本条例についてはこの会議の中で配布し、検討しましたが、議会の役割については議論していません。</p>

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
有働	<p>説明文を加えた上で市民の願いとして、このまま議会の責務として残しておけばよいのではないのでしょうか。</p>
竹村	<p>議論無しにまとめてしまおうとしているからまとまらないのではないのでしょうか。委員任期を延長するのであれば議論を継続すべきだと思います。</p>
河井	<p>私もそう思います。全体で個々の問題を議論するのは難しいのでグループで討議してはいかがでしょうか。</p>
竹村	<p>議論の方法の問題ではなく、全体で基本的なことを話し合えば自動的に整理できるものだと思います。 これまでのグループの提案について全体で議論すれば良いのではないのでしょうか。</p>
高荷	<p>行政評価の項目ですが、事務局の提案だとずいぶん市民の意見が薄くなってしまっているように思います。また、住民投票の項目では議員発議の規定を提案されていますが、定数の12分の1という数字はどうなのでしょう。</p>
山口教授	<p>個別の住民投票条例は、現在の自治法の下で議員提案できることになっています。</p>
勝	<p>自治体・国との連携の項目の「先進事例等から学ぶ」という表現は、特色を出すためにあえて入れた経緯があります。 また、今日の会議で「みどりと環境」の項目を入れることになりましたが、環境基本条例の中には雑木林を残すというような具体的な規定は盛り込まれてはいません。 自治基本条例の中に例外事項として「みどりと環境」の項目を特別に盛り込むのであれば、そこには強いメッセージが必要な気がします。みどりを守るということは、これまでも議論してきましたが、住民が資金を負担しなければ残すことはできないなど、非常に難しい問題があります。ですからそのような基礎資料を用意してコミュニティ8圏域を回る際に条例の中に入れるべきかどうかを聞くこととしてはいかがでしょうか。</p>
議長	<p>制度を自治条例の中に位置づけることは難しいと思います。</p>

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
山口教授	<p>雑木林の保護の問題にしても開発等を規制して残すのか、市が買うのかという問題があるかと思います。自治基本条例をどうやって作るかということもそのようにもう少し議論する必要があるのかもしれませんが。</p> <p>条例は、素案を作って終わりではなく、また、市が施行して終わりというわけでもありません。条例が市民の中に浸透していき、使えるものとしていかなければなりません。</p> <p>これまでの議論を拝見して感じていたことは、自分が担当したところは理解されているのですが、他の部会の項目についてはまだ合意が取れていないように思います。</p> <p>これだけの数のメンバー間で合意が取れていないとなると、それが市民全体に伝わるのは難しいと思います。</p> <p>条文ひとつひとつの合意が必要ですから、この会議の中の議論だけではなく、職員からの意見等を取り入れながら全体で検討し、まとめていく必要があると思います。</p> <p>修正案を作ってそれを検討するのもよいと思います。</p>
古賀	<p>他市の条例を見ると市民に委員会の規定がされていないものが8割程度あるように思いますが、委員会はどのような役割を持つべきものでしょうか。また、あった方がよいでしょうか。</p>
山口教授	<p>条例を作っただけのまちが多いように思います。条例を自分たちのものとするためにも進行管理する委員会を置いた方がよいと思います。</p>
浅野	<p>これから市民の前に出て案を説明していくことになる訳ですが、どのように市民と対話していくべきでしょうか。</p>
山口教授	<p>「このような考え方のもとにこの条文を作成しました。」という形で説明すればいいのではないかと思います。また、課題はあるが解決できない問題も議論したことも説明し、「できないことを書いても仕方がないのでその点についてはこのように修正しました。」として説明してはいかがでしょうか。</p> <p>また、今後の会議の進め方ですが、細かい部分は除いて、全体を討議してはいかがでしょうか。</p>
高荷	<p>今回の資料はわかりにくいので、修正した箇所がわかる形の修正案を作ってそれに基づいて議論してはどうでしょうか。</p>

会議記録（3）

発言者	発言内容・決定事項
議長	<p>それでは、次回も今回の議論を継続するということにいたしまして、事務局には修正点がわかる資料を作成していただくということによろしいですか。</p>
全委員	<p style="text-align: center;">———承認———</p>
事務局	<p>4 その他</p> <p>次回の会議の日程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3月22日（土）午後1時30分から文化センター第4会議室で開催予定 <p>5 閉会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有働副会長あいさつ
<p>議事の概要を記載し、その相違なきを証するためここに署名する。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">北本市住民自治条例制定研究懇話会 会長</p>	